

② 介護保険施設で受けるサービス

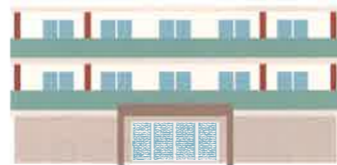
下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶15ページ参照)

※要支援の方は利用できません。



介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護 3~5 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 3	22,322円	223,212円
要介護 4	24,453円	244,530円
要介護 5	26,554円	265,534円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	24,704円	247,038円
要介護 2	26,209円	262,086円
要介護 3	28,153円	281,523円
要介護 4	29,752円	297,511円
要介護 5	31,444円	314,440円

病院での療養が中心の施設

要介護 1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	21,507円	215,061円
要介護 2	24,485円	244,843円
要介護 3	30,786円	307,857円
要介護 4	33,545円	335,445円
要介護 5	35,928円	359,271円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	25,864円	258,637円
要介護 2	29,281円	292,809円
要介護 3	36,711円	367,108円
要介護 4	39,846円	398,458円
要介護 5	42,699円	426,987円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1~3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費(滞在費)				食費	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年7月まで	令和3年8月から
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、区役所地域福祉課へ申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業所に提示することが必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

令和3年7月まで

変更ポイント 対象者の要件、食費の限度額を変更。
(令和3年8月から)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
2	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円
3			1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
2	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-①			1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※申請した月から適用となります。

※非課税年金とは障害年金や遺族年金などです。

●預貯金等が上の表のとおり一定額を超える場合は、支給の対象外となります。

【預貯金等に含まれるもの】預貯金(普通・定期)、有価証券、投資信託、現金など。なお借入金・住宅ローン等の負債は、預貯金等額から差し引かれます。

【預貯金等に含まれないもの】生命保険、自動車、腕時計・宝石などの貴金属、絵画・骨董品・家財など。

●同一世帯でない配偶者の所得や預貯金等も判断材料とします。

【配偶者の範囲】婚姻届を提出していない事実婚も含む。

DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。

※申請にあたっては、本人および配偶者の預金通帳等のコピー、金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。※偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。